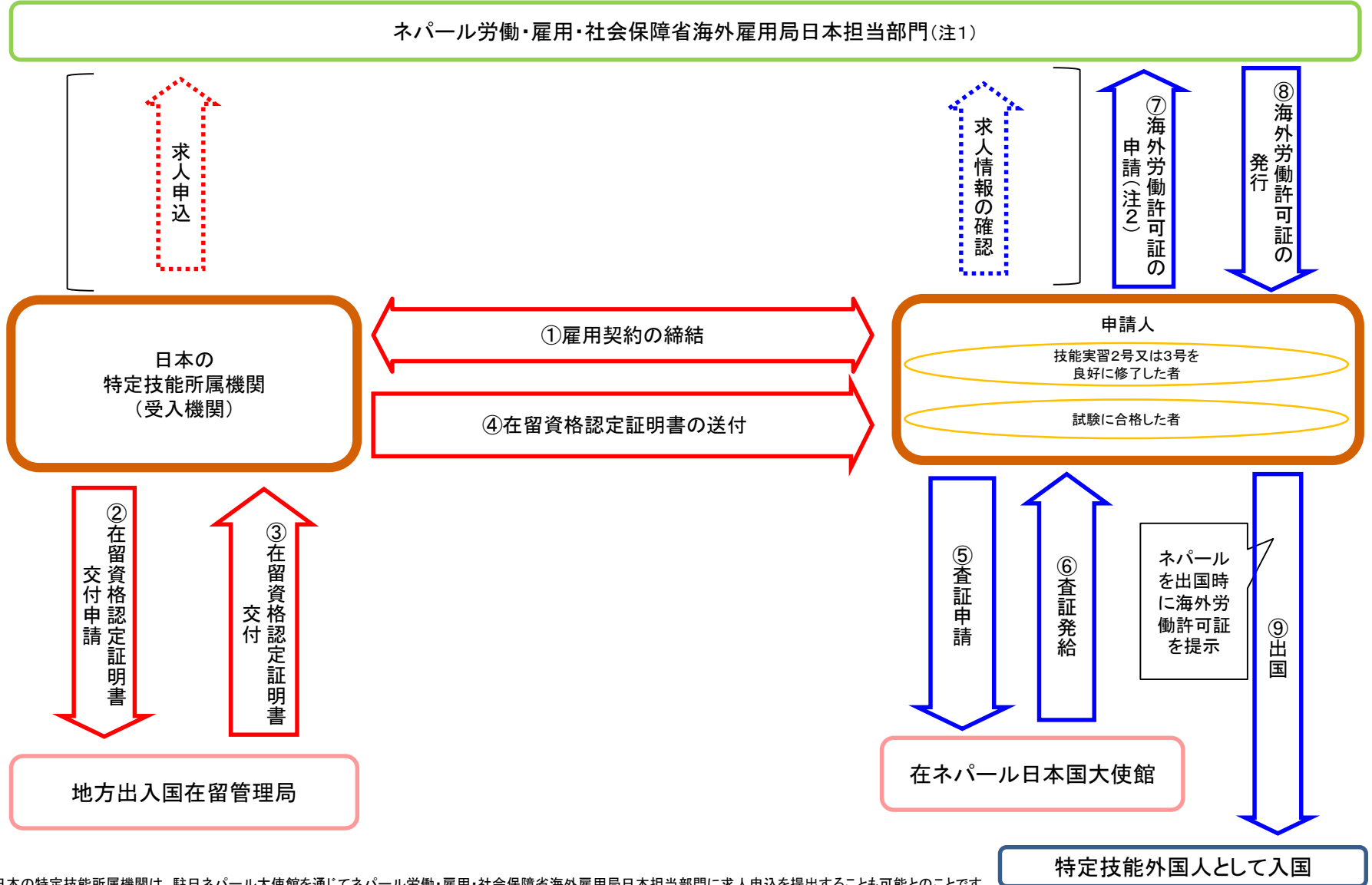


ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ネパールから新たに受け入れる場合



(注1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求職者に開示されるとのことです。
(注2) 査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得することです。
(注3) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得することです。
④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

○国内在留者を受け入れる場合

ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門(注1)

求人申込

日本の
特定技能所属機関
(受入機関)

①雇用契約の締結

求人情報の確認

④一時帰国の際の海外
労働許可証の申請(注3)

⑤海外労働許可証の
発行

申請人

技能実習2号又は3号を
良好に修了した者

試験に合格した者

②在留資格変更許可申請

③在留資格変更許可

地方出入国
在留管理局

ネパールを出国時に海外
労働許可証を提示

⑥出国

特定技能外国人として再入国

(注1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。
その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求職者に開示されるとのことです。

(注2) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得するとのことです。

④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。